

■第75期司法修習生を対象とした選択型実務修習を実施しました

法務総合研究所国際協力部では、令和4年8月29日から同年9月2日までの間、第75期司法修習生5名を受け入れ、選択型実務修習を実施しました。

選択型実務修習とは、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で行われる分野別実務修習を終えた司法修習生各自が、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うことなどを目的として実施されるものです。本年度、当部では、司法修習生が配属修習地にかかわらず修習できる「全国型プログラム」の一つとして、当部が実施する法制度整備支援について体系的に学習できるプログラムを提供することとし、全国各地から集まった5名の修習生に対し、昭島の国際法務総合センターにおいて、対面での研修を実施しました。

本修習のプログラムでは、①法制度整備支援の基本的理解を深め、法曹として法制度整備支援に関わるためのキャリアパスを知ってもらうことを目的とした講義や座談会、②法制度整備支援の第一線で活躍する長期派遣専門家へのインタビュー企画、③各支援対象国から日本に留学している留学生との意見交換会などを実施しました。

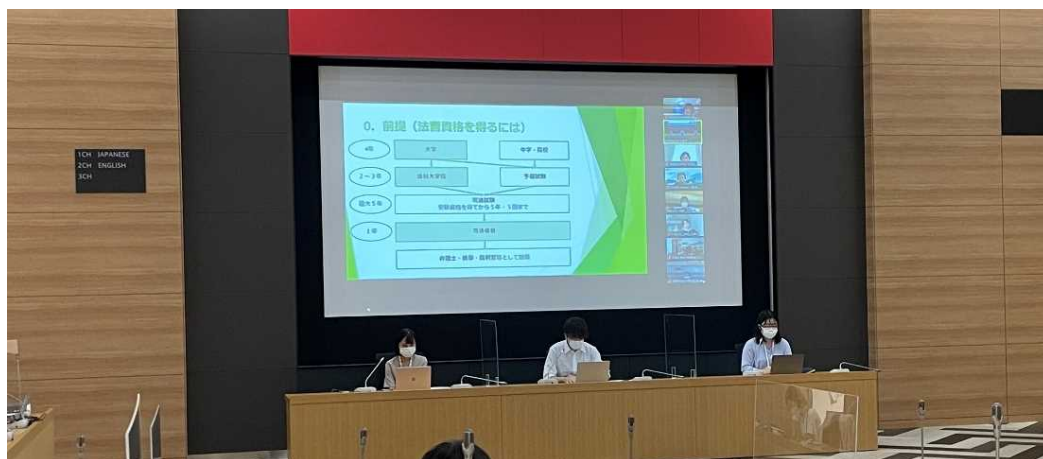
長期派遣専門家へのインタビューや当部教官らとの座談会では、司法修習生から「これまでの実務経験がどのように活かされているのか。」といった質問や、法制度整備支援に携わるための具体的なキャリアパスを尋ねるものまで、多くの質問が寄せられました。

また、ラオスからの留学生との意見交換会では、ラオス中部高等人民検察院民事事件検討課課長のラッタナポー・パパックディ氏と、ラオス司法省国立司法研修所副所長のペッサマイ・サイモンクン氏の2名の留学生（当時）をゲストとしてお迎えしました。両名と司法修習生は、ラオスと日本の法制度や教育制度を比較しながら議論を行ったほか、司法修習生から、両名に対し、「支援国から派遣される実務家に期待することは何か。」といった質問がなされ、両名がそれぞれの意見を述べるなど、充実した意見交換を行うことができました。



【意見交換会終了後の様子。写真左から3人目がサイモンクン氏、同左から4人目がパパックディ氏。】

また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の留学生との意見交換会においては、司法修習生が、日本の法学教育や、民事裁判のIT化などに関する発表を行い、オンラインを通じて、CALE 留学生との質疑応答、意見交換を行いました。中でも、法学教育に関する発表を担当した修習生は、日本の法科大学院制度の必要性を問う留学生からの鋭い質問に対し、法科大学院で学んだ経験が今に活かしている旨、自己の考えを説得的に述べていました。参加者全員が積極的に質問や発言を行い、活発な議論が繰り広げられました。



【CALE 留学生との意見交換会の様子】

本修習終了後、参加した司法修習生からは、「将来、法制度整備支援に関わりたいという思いを強くした。」といった感想が寄せられました。今後も、当部では、司法修習生をはじめとした将来の法制度整備支援を担う人材に対し、法制度整備支援の魅力を伝える活動を積極的に実施していきたいと思っております。